

参 考 资 料

県農地情報管理センター加入市町村の利用権設定等促進事業と土地管理情報収集分析調査との関係図

利用権設定等促進事業(市町村)

- 「利用権設定・移転申出書」の提出(関係人)
- 「農用地利用集積計画書」の作成(市町村)
- 「農用地利用集積計画書」の決定(農業委員会)
- 「農用地利用集積計画書」の公告(市町村)

利用権設定等促進事業データ入力(随時)
(新規・再設定)

土地管理情報収集分析調査

		調査対象期間(当該年)											
前年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	当年度

- 市町村
- 農用地利用集積計画書・申出書の写提出(公益後速やか)
- 地方事務所農政課(経由)
- 公告年月日・件数等を確認(12月公告最終分確認)
- 農政部農村振興課地域営農係(経由)
- 公告年月日・件数等を確認(12月公告最終分確認)
- 県農地情報管理センター(事務局:農業会議)
- 農用地利用集積計画書・申出書データ入力

- 県農地情報管理センター(事務局:農業会議)
- 調査用に管理データをテキスト形式に変換

- 当該年の1月1日～12月31日までの1年間(暦年)に農用地利用集積計画の公告が行われたもの(再設定含む)を「利用権設定等」の調査対象としている。(調査様式1)
- 当該年の1月1日～12月31日までの1年間(暦年)に農地の利用権の終了があったもの(引続き再設定を含む)を「貸借の終了」の調査対象としている。(調査様式2)

終期管理

利用権終期及び利用権設定の情報提供(年4回)

県農地情報管理センター(事務局:農業会議)

- 利用権設定終期管理台帳(その年に終期を迎えるもの)
- 利用権設定終期管理台帳(直近で入力した利用権設定確認)
- 利用権設定農用地の終期、更新通知書
- 利用権設定関係農用地利用集積計画書(再設定計画書)
- 利用権設定等申出書(再設定申出書)
- 宛名シールの出力

市町村

提供月	情報提供内容
11月中旬	翌年3月末分終期情報及び直近入力確認分
2月中旬	当年4月末分終期情報及び直近入力確認分
5月中旬	当年7月末分終期情報及び直近入力確認分
8月中旬	当年10月末分終期情報及び直近入力確認分

利用権設定終期の全管理情報の提供(年1回)

提供月	情報提供内容
11月中旬	翌年4月1日以降に終期を迎える全管理情報

○ 利用権設定終期管理台帳のみ提供

センターから土地管理情報収集分析調査用変換データの市町村への送付時期

○ 1～12月分(前年分)を利用権終期情報提供月の翌年5月中旬

※ センターでは、各市町村毎の前年12月公告分の入力終了後、(翌1月公告以降のデータ入力前に)土地管理情報収集分析調査用のデータを抽出する。

(様式1)

平成 年 月 日

(地方事務所農政課 経由)

(県農政部農村振興課 経由)

長野県農地情報管理センター(農業会議) 行

市町村名

農業経営基盤強化促進法に基づく下記のデータについて送付します。

記

(平成 年 月分)

公告(通知)年月日	利用権設定	利用権移転	所有権移転	公告件数計	修正・合意 解約件数
年 月 日	件	件	件	件	件
年 月 日	件	件	件	件	件
年 月 日	件	件	件	件	件

(農用地利用集積計画書

枚・申出書

枚・その他

枚)

経由確認・受領年月日

地方事務所 農政課	県農政部 農村振興課	農地情報管理 センター (農業会議)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(連絡先) 市町村名： 担当課係： 担当者名： 電話番号：

土地管理情報収集分析調査（農業経営基盤強化促進法分）の事務処理

長野県農政部農村振興課

第1 目的

この事務処理要領は、土地管理情報収集分析調査（農業経営基盤強化促進法分）を円滑に実施するため、調査の関係機関が行う事務処理について定めるものとする。

第2 用語の説明

この要領で使用する用語の説明は、次のとおりとする。

- 1 「調査」とは、土地管理情報収集分析調査（農業経営基盤強化促進法分）をいう。
- 2 「法」とは、農業経営基盤強化促進法をいう。
- 3 「センター」とは、長野県農地情報管理センターをいう。
- 4 「加入市町村」とは、センター加入市町村をいう。
- 5 「関係書類」とは、農用地利用集積計画書及び利用権設定・移転申出書をいう。
- 6 「調査システム」とは、調査で使用する農林水産省土地管理情報収集分析調査システムをいう。
- 7 「台帳」とは、センターが管理する利用権設定終期管理台帳をいう。
- 8 「調査用変換データ」とは、センターが管理する利用権設定情報を調査システムに取り込めるようにテキスト形式のデータに変換したものをいう。
- 9 「調査報告用データ」とは、調査システムにおいて作成する報告データをいう。

第3 調査の実施

1 加入市町村

- (1) 加入市町村は、法第19条に基づく農用地利用集積計画の公告を行った場合は、関係書類の写しにセンターが別に定める様式を添付し、速やかに所轄地方事務所農政課へ送付する。
- (2) 加入市町村は、センターが直近で入力した台帳の内容確認をセンターから送付される台帳で行い、修正があれば台帳を朱書き訂正し、直接センターへ提出する。
- (3) 加入市町村は、センターから送付された調査用変換データを、調査システムを使用しデータエラーチェック、エラー修正を行い6月末までに所轄地方事務所農政課へ調査報告用データを提出する。

2 センター

- (1) センターは、農村振興課から関係書類を受領した場合は、速やかに受領確認を行い、センターの事務処理要領に従い、適切にデータ入力等の処理を行う。
- (2) センターは、加入市町村の関係書類を入力した台帳を、入力した直近の四半期に加入市町村へ送付し入力内容の確認を依頼する。

- (3) センターは、加入市町村が確認した入力データを、翌年の5月中旬までに調査用データに変換し加入市町村へ送付する。

3 センター未加入市町村

市町村で調査システムを使用し、データ入力、データエラーチェック、エラー修正を行った後、6月末までに所轄地方事務所農政課へ調査報告用データを提出する。

4 地方事務所農政課

- (1) 地方事務所農政課は、加入市町村から提出された関係書類の記入漏れ等の確認を行い、添付された送付文に経由日を記入し、速やかに農村振興課へ送付する。この場合、地方事務所農政課は、経由日を記入した送付文を複写し保管する。
- (2) 地方事務所農政課は、管内市町村から提出された調査報告用データを調査システムを使用し、再度データエラーチェックを行い、管内データの集計を行った後、農村振興課へ7月末までに調査報告用データを提出する。

5 農村振興課

- (1) 農村振興課では、地方事務所農政課から提出された関係書類の確認を行い、添付された送付文に経由日を記入し、速やかにセンターへ送付する。この場合、農村振興課は、経由日を記入した送付文を複写し保管する。
- (2) 農村振興課は、地方事務所農政課から提出された調査報告用データを調査システムで確認し、全県の集計を行った後、農業政策課を経由して農林水産省へ調査報告用データを提出する。

第4 調査システムの操作手順等

1 操作手順

調査システムの操作手順は、「土地管理情報収集分析調査システム（平成19年版）Ver. 1.0」（平成19年11月8日付け長野県農政部農業政策課農地調整係長事務連絡通知）による。

2 調査の手引

調査の手引きとして、「土地管理情報収集分析調査の手引き平成20年3月農林水産省経営局構造改善課」を使用する。